



今月のテーマ

不用物が法の廃棄物とされない事例

1. はじめに

事業活動において、不用物が発生した場合、例外的な処理でも適正処理と認められているケースが少なからずある。

2. もっぱら物

不用物ではあるが廃棄物処理法上の法適用廃棄物として処理するのを要求されない不用物は具体的には「もっぱら物」である。

そのものが有価で取引されることが条件でなく、逆有償の取引であっても「もっぱら物」は廃棄物の許可対象物にはならない。

「もっぱら物」は品目が特定されている。

①古紙、②空き瓶、③くず鉄（古銅を含む）④古繊維の4品目である。廃棄物処理法の制定時（昭和45年）において、旧法の清掃法施行時より、廃棄物の再生、資源化に取り組んでいた廃品回収事業者の既得権を保護するためと聞いている。

3. 法適用を免除する特例扱い物は何か？

廃棄物処理法の施行通知において、事業活動に伴って発生した不用物ではあるが不用物発生の背景などを考慮して廃棄物の取り扱いを法的に除外している物がある。

①公共の河川、運河、湖沼から発生する「浚渫土砂その他」②漁業活動に伴って発生する漁網にかかった船上の不用物③土砂及び土地造成の目的となる土砂に準ずるもの④動物霊園事業において取り扱われるペット動物の死体など。

それぞれの発生量が膨大なものや、人間の精神活動に密接な関係のあるものは、廃棄物とするのは適当でなく、その処理を法令で規制することが困難な物として法適用を免除している。

4. 引取費用ゼロ又は逆有償の不用物とは？

廃棄物処理法は、ゼロ円の引き取りには原則

として廃棄物の扱いをする旨の規定がされている。逆有償（処理費払い）による不用物の引取りは、廃棄物そのものの取引である。

ところが、廃棄物処理法には例外の取り扱いが沢山存在する。特例、例外、但し書きの山である。

具体的に世間に公開されたのは「水戸地裁の木くず裁判」である。

5. 水戸地裁の木くず裁判とは？

家屋解体工事に伴って発生する「木くず」を排出者が選別し、それをA業者B工場に逆有償にて受け取り、チップに加工して販売するリサイクル事業を行っている。

B工場は産廃処理業者（中間処理の許可を取得していない）で、茨城県から無許可営業の廃棄物処理法違反として起訴されていた。2004年1月に水戸地方裁判所において「A業者B工場に取り扱っていた“木くず”は、産廃には該当しないと判断され、廃棄物処理法で無罪となった。

従来から産業廃棄物か否かの重要な判断基準の一つとして「有償で取引されたかどうか」が用いられてきた。

水戸地裁の裁判の判決では、「無償若しくは逆有償で取引された場合でも、当該物を排出者側が「選別」し、受け入れた側が必要な「加工」を施し、製品として「販売」していれば、廃棄物ではない」と判断した。注目に値すべき判例です。

6. 水戸地裁が示したリサイクルの判断基準

「当該物の取引が排出事業者及び受入業者にとって、関連する一連の経済活動の中で価値又は、利益があると判断されているかどうかを実質的・個別的に検討することが必要である。」

不用物が無償又は逆有償で取引された場合でも、その取引内容によっては産廃処理業の許可は要求されない場合がある。

ご希望方には4月より
メールマガジンを配信します！

